

みやぎ住まいる倶楽部 規約

(趣旨)

第1条 本規約は、宮城県の住宅事業者等の健全な発展を促進し、良質な住宅の建設を支援する目的で設置する、みやぎ住まいる倶楽部（以下「住まいる倶楽部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 住まいる倶楽部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 会員に対する情報提供
- 二 会員に対する研修会等の実施
- 三 各種住宅等に関する普及活動
- 四 関係各機関との連絡調整
- 五 その他住まいる倶楽部の目的を達成するために必要な事項

(会員の資格及び入会)

第3条 住まいる倶楽部の会員は、宮城県内に事業所を有する、もしくは宮城県内で事業を行う住宅関連事業者等（以下「住宅事業者」という）及び住まいる倶楽部役員をもって構成する。

- 2 入会を希望する住宅事業者は、別に定める「みやぎ住まいる倶楽部入会申込書」を事務局まで提出する。
- 3 事務局は、入会申込があったときは速やかに審査を行い、第1項に規定する要件を満たす場合は、別に定める「みやぎ住まいる倶楽部会員証」を発行し、会員として認定された旨を通知する。

(品質管理基準)

第4条 住まいる倶楽部は、指定する瑕疵担保保険の団体割引の利用に関する設計施工基準兼品質管理基準（以下「施工基準」という）を別に定め、会員への周知と適合性の確認を行うこととする。

- 2 会員は、前項に定める施工基準を遵守し、建物の設計・施工・保守管理について誠心誠意努め、住宅の品質の確保・向上を図らなければならない。

(役員)

第5条 住まいる倶楽部に、次の役員を置く。

- | | |
|-----|----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |

(役員職務)

第6条 会長は、住まいる倶楽部を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあったときは、その会務を代理する。

(定例会)

第7条 定例会の開催は、毎事業年度1回とする。

2 定例会は、会長が招集する。

3 定例会の議長は、会長が行う。

(定例会の報告事項)

第8条 定例会は、次の事項を報告する。

一 規約の改廃

二 事業計画

三 事業報告

四 その他会長が必要と認める事項

(事務局)

第9条 住まいる倶楽部の事務局は、一般財団法人宮城県建築住宅センター内に設置する。

(会費)

第10条 会費は徴収しないものとする。

(事業年度)

第11条 住まいる倶楽部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 住まいる倶楽部が別に定める個人情報保護規程に従う。

附 則

この規約は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。